

播磨町教科用図書選定委員会規則

(目的)

第1条 この播磨町教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第1項に規定する加古郡播磨町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)において使用する教科用図書(以下「教科用図書」という。)の選定について協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、幅広い視野からの意見を取り入れ、教科用図書の専門的な調査・研究を行い、すべての教科用図書について特徴を明確にした資料を作成し、教育委員会に報告する。

2 委員会は、前項の資料を作成するために、教育委員会が定めた採択方針に基づき教科用図書を調査・研究する観点を含め、その観点を調査員に示すとともに、教科用図書の展示会場に意見箱を設置する等、広く町民の意見を聴くための措置を講じる。

(組織)

第3条 委員会は、委員4名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のそれぞれから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学校の教育に係る学識経験を有する者 1名

(2) 学校の校長及び教頭 2名

(3) 学校に在籍する児童生徒の保護者代表 1名

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることはできない。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日が属する年の8月31日までとする。

5 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、委員が第8条第2項の規定に違反したとき、又は特別の事情があると認めるときは、委員を解任することができる。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長が互選されるまでの委員会の会議については、教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、委員会における協議の内容に関する守秘義務を有する。

5 委員会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、委員会の会議で定める。

(教科用図書調査員の組織)

第6条 協議に必要な調査・研究は、加印地区共同調査委員会規約により加印地区共同調査委員会(以下「調査委員会」という。)が行う。

(議事録及び資料の公表)

第7条 委員会の会議の議事録及び第2条第1項の資料については、播磨町教育委員会が採択結果を兵庫県教育委員会への報告を終了した後、公表する。

(公正確保)

第8条 採択の公正・適正を確保するため、選定委員名は第7条と同時期に公表する。

2 委員及び調査員は、教科用図書の発行者等の選定勧誘及び宣伝行為に乗せられる等、適正な教科用図書の選定を阻害すると認められる行為をしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の事務局は、播磨町教育委員会地域学校教育課に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、教科用図書採択事務に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。